#### 報告第9号

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、 公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和5年5月31日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

### 令和4年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

自 令和 4年4月 1日

至 令和 5年3月31日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

## 目 次

令和4年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

	~~—	ジ
1	事業の概要	3
	総括表	5
2	事業実績	
	(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに	
	関する各種大会の運営に関する事業	6
	(2)スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業	8
	(3)スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業	8
	(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業	9
	(5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業	10
3	令和4年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事会開催状況	12
	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿	13
4	令和4年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員会開催状況	14
	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿	15
令和4	年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書	
1	貸借対照表	19
2	正味財産増減計算書	20
3	正味財産増減計算書内訳表	22
4	財務諸表に対する注記	25
5	附属明細書	27
6	財産目録	28
令和4	年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算監査報告書	33
公益財	·団法人杉並区スポーツ振興財団定款	37

令和4年度

事 業 報 告

#### 1 事業の概要

財団は、令和3年度をもって区の指定管理施設業務を終了した。令和4年度からは、公益財団法人ならではの事業や、これまで取り組んできた地域との連携事業など、財団の特性を発揮できる公益性の高い事業に特化して事業を展開していくこととなった。

また、令和4年度は、令和3年度に引き続きコロナ禍の中にあったが、スポーツ庁のガイドラインに沿った新型コロナ感染症予防策を講じ、安全・安心にスポーツを実施できる環境を提供することで、区民の健康づくりやスポーツの普及に努めてきた。

# (1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業(第1号事業)

指定管理施設業務を終了したことから、より公益性の高い事業や民間では実施すること が難しい事業を実施した。

春と秋に開催した区民歩こう会は、延べ260名の区民が参加した。また、コロナ禍にあって開催できなかったファミリー駅伝を3年ぶりに蚕糸の森公園運動場で開催し、108名の区民が参加した。

令和4年度には、「スポーツ始めキャンペーン」と「スポーツコンシェルジュ」事業が区から移管されたが、スポーツ始めキャンペーンでは、利用者アンケートを実施することで、今後の本事業のより効果的な実施に役立てるデータを収集することができ、また、スポーツコンシェルジュをスポーツフェスティバルのみならず、他のイベントにも配置することで、区民がスポーツに親しむきっかけをつくり、継続できるよう支援した。

障がい者が日頃からスポーツに親しみ、スポーツに参加できる事業として、ふれあいフットサル教室とウォーキングフットボール教室を高円寺体育館で隔月に年間を通して実施し、延べ148名の参加があった。また、視覚障がい者がスポーツに親しめるよう、「サウンドテーブルテニス」を実施するにあたって、荻窪駅から荻窪体育館まで付添い誘導するサポーターを配置することで、安全安心に参加できる体制を確保した。

杉並区体育協会や杉並区スポーツ・レクリエーション協会等との共催事業としては、区民に広くスポーツの普及を図るために、杉並区区民体育祭を開催するほか、都民体育大会や都民生涯スポーツ大会への選手派遣等の支援を行い、子どもから高齢者まで参加できる各種大会の開催・支援を行った。区民体育祭は感染症対策を講じながら実施し、令和3年度より約3,900名多い、14,051名の区民が参加した。

#### (2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第2号事業)

区内スポーツ団体の活動が安定的・発展的に行われ、団体の運営が円滑に進むように育成・支援するとともに、スポーツの指導者を養成する事業を実施した。

体育協会の事務局として、令和4年度は3年ぶりに体育協会加盟団体交流会を開催し、体育協会の発展に向けた多くの建設的な意見をまとめるなど、体育協会の運営と活動が円滑に進むよう支援した。また、スポーツ・レクリエーション協会の事務局としての業務を新たに受託し、同協会の活動が発展するよう取組を進めた。

指導者養成事業では、区からの受託事業として「すぎなみスポーツアカデミー」を開講し、地域スポーツの指導者や、指導者を目指したいと考えているスポーツ愛好者等を対象に、各種講座を実施した。また、障がい者スポーツ・レクリエーションの普及・振興に向け、障がい者スポーツ指導の基礎的知識、技術を習得した人材を養成するために、「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」を実施した。

子どもたちのスポーツに親しむ機会の提供と体力向上を図る事業としては、区立小中学校 や児童館等に区内スポーツ団体の指導者やアスリートを派遣して、延べ3,520名の児童・生 徒等が参加した。

#### (3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第3号事業)

区民のスポーツや文化活動を促進するため、広報紙の発行やホームページ、SNS の活用により、情報・知識を広く発信した。

令和4年度は広報紙「My Sports すぎなみ」を年5回発行し、新聞折り込みや区内施設に配布した。 また、NPO 法人と協力して、令和5年度から My Sports すぎなみの教室情報を法人のスポーツ関連サイトで検索できるよう話し合いを重ねた。

#### (4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業(第4号事業)

令和4年度にスタートした区のユニバーサルタイムの企画・運営に役立てることを目的として、障害者スポーツ環境の充実に向けた実態調査業務等を区から受託した。この調査では、区内15か所の障がい者施設を訪問し、施設職員から聞き取りを行うとともに、通所者に対して紙面調査を行った。この結果、障がい者のスポーツ環境に関する貴重なデータを収集することができ、ユニバーサルタイムの企画運営に反映することができた。

また、障害者へのスポーツ等推進事業業務を受託し、民間障がい者通所施設に延べ16回 出張教室を実施した。本事業実施後の事後調査では、「職員がスポレクを考える上で参考に なった。」という回答が42%にのぼった。

#### (5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業(第5号事業)

令和4年度における業務受託契約に基づく管理施設は、蚕糸の森公園運動場及び杉並第十小学校温水プールのみとなった。これらの施設について、感染症対策を徹底しつつ、区民が安全・安心に利用できるよう努めた。

#### (6) その他

財団は、令和4年度から体育館や運動場等の指定管理業務から離れることになり、新たな 財団としてのスタートの年となった。

改定された区の「健康スポーツライフ杉並プラン」では、財団は「地域におけるスポーツ活動の基盤づくりを主体的に担う役割」があると位置付けられている。この役割を着実に果たしていくために、移管された事業にあっては、地域との結びつきの強さなど、財団ならではの特性を生かして事業を実施し、また、委託された事業にあっては、区との協議を積み重ね、事業目的が達せられるように努めた。

新しい財団となったこの一年間の経験を基に、令和5年度は財団に期待されている役割を さらに果たすことが出来るよう事業を実施していく。

# 事業実績 総括表

事 業 名	開催場所・その他	事	業規模等
	都立高校・他の指定管理施設及び民	事業	5事業
	間施設を利用した教室	延参加者	599人
スポーツ及び文化等に関する	野外事業	事業	4事業
教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の	到7个争未	延参加者	405人
運営に関する事業	共催事業	事 業	5事業
(第1号事業)	六性ず未	延参加者	931人
	イベント・大会等	事業	10事業
	71. 公正 八云寺	延参加者	16,648人
	専門家派遣・児童館連携事業	事業	2事業
	分	延参加者	3,520人
	すぎなみスポーツアカデミー	事業	1事業
	) C/20/2//W/ 2//2/	延参加者	279人
	部活動活性化事業	事業	1事業
	印加口数加口工门扩大	延参加者	549人
スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業	初級障がい者スポーツ指導員養成講	事業	1事業
(第2号事業)	習会	延参加者	45人
	体育協会、スポーツ・レクリエーション 協会事務局	事業	
		延参加者	
	体育協会講習会の開催	事業	1事業
	11 11 100 2 11 11 2 2 2 2 11 11	延参加者	58人
	スポーツアドバイザーの配置	事業	1事業
		延参加者	352人
	広報紙の発行		744,000部
スポーツの振興及び地域振 興のための普及啓発事業 (第3号事業)	財団ホームページ	体育施設利用案内、教室・大会等の案内、ク 紹介、財団ブログ、広報紙「マイスポーツすぎ の掲載、教室・イベントの申し込み受付等	
	各体育施設の情報発信	各施設の事業を紹介 及び配布	するチラシ・ブログ等の作成
	プール	種目	19種目
	· /•	延参加者	1,946人
杉並区から受託するスポーツ 及びレクリエーション事業	教室・イベント	事業	4事業
(第4号事業)		延参加者	2,128人
	調査・研究	事業	2事業
	区の事業への応援	事業	3事業
杉並区から受託するスポーツ 施設の管理及び運営に関す	運動場	延利用者	26,514人
る事業(第5号事業)	温水プール	延利用者	59,302人
	計		113,276人

#### 2 事業実績

当該年度における1年間の事業実績は次のとおりである。

# (1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)

多くの区民が、スポーツに親しみ、生涯にわたりスポーツに参加できるように、教室や講座を実施するほか、区民のスポーツの普及を図るため、各種大会やイベントを開催する。

#### ▼ 学校施設を利用した教室

事 業 名	会 場	対 象	実 施 日 等	延参加者
都立学校施設開放	都立豊多摩高校	小中学生	16 旦	409 人
		延参加者合計		409 人

#### ▼ 他の指定管理施設及び民間施設等を活用した教室

事 業 名	会 場	対 象	実施	日等		延参加者
ふれあいフットサル	<b>東田老体</b> 茶館地	障がい者・	4月~3月	5	口	36 人
ウォーキングフットボール	高円寺体育館他	一般区民	4月~3月	6	口	112 人
ボルダリング	民間スポーツ施設	一般区民	2月~3月	5	口	9 人
スポーツレクリエーションの出帳教室	区立障害者施設	障がい者	7月~2月	5	口	33 人
			延参加者合計			190 人

#### ▼ 野外事業

事 業 名	会 場	対 象	実施	月等		延参加者
区民歩こう会(春)	都内近郊	一般区民	5月	1	口	126 人
区民歩こう会(秋)	関東近郊	一般区民	10月	1	口	134 人
ファミリー駅伝	蚕糸の森公園運動場	一般区民	2月	1	口	108 人
親子ビーチスポーツ体験事業	お台場海浜公園	一般区民	10月	1	口	37 人
			延参加者合計			405 人

#### ▼ 共催事業

事 業 名	会 場	対 象	実施	月等	延参加者
ゴルフ体験教室	ハイランドセンター	一般区民	6月	1 回	36 人
スキー教室	上信越方面	一般区民	3月	1 回	34 人
わんぱく相撲大会	区立阿佐ヶ谷中学校	小学生	5月	1 回	402 人
ふれあいスポ・レクまつり	荻窪体育館	一般区民	4月	1 回	401 人
元旦ジョギング	妙正寺公園	一般区民	1月	1 回	58 人
			延参加者合計		931 人

#### ▼ イベント・大会等

事 業 名	会場	対 象	実施	月等		延参加者
都民体育大会派遣	都内各体育施設	一般区民	5月~3月	1	口	413 人
都民生涯スポーツ大会派遣	都内各体育施設	一般区民	10月~12月	1	口	157 人
都民スポレクふれあい大会派遣	都内各体育施設	一般区民	9月~11月	1	口	69 人
FC東京、東京ヴェルディ公式戦観戦	味の素スタジアム	一般区民• 小学生	9月~10月	2	口	894 人
リモート事業	財団	一般区民	3月	1	口	14 人
スポーツ始めキャンペーン	区内体育施設(12施設)	一般区民	10月~1月	1	口	746 人
スポーツコンシェルジュ	区内体育施設	一般区民	10月~3月	4	口	108 人
すぎなみプレフェスタ	おおぞら公園	一般区民	10月	1	口	133 人
サウンドテーブルテニス(来館者支援業務)	荻窪体育館	一般区民・ 障がい者	4月~3月	10	口	63 人
		3	延参加者合計			2,597 人

事 業 名	会 場	対 象	実施	月等	延参加者	
区民体育祭						
総合開会式	永福和泉地域区民センター		6月	1 回	52 人	
夏季大会(3種目)	和田堀公園プール他		7月~9月	1 回	560 人	
秋季大会(23種目)	区立体育館、運動場他	一般区民	6月~3月	1 回	10,324 人	
冬季大会(3種目)	区立運動場他		9月~3月	1 回	1,563 人	
スポレク大会(15種目)	区立体育館他		6月~1月	1 回	1,552 人	
		3	近参加者合計		14,051 人	

総事業数	24事業	参加者総数	18,583人
------	------	-------	---------

#### (2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業 (第2号事業)

区内のスポーツ団体及び公的な団体等のスポーツ活動を育成・支援し、指導者等の養成を行い、地域スポーツの振興を図る。

事 業 名		会 場	対 象	実施	月等		延参加者
専門家派遣事業		区内小•中学校	小•中学生	4月~3月	27	口	2,141 人
児童館連携事	<b>F</b> 業	区内児童館	小学生~高校生	4月~3月	72	口	1,379 人
	A1 スポーツリーダー A2 ジュニアスポーツ B コーディネーター		一般区民	7月~2月	10	目	44 人
すぎなみスポーツ	C スーパーキッズ	区内各体育施設他	小学生·親	8月	1	日	58 人
アカデミー	D 障害者サポーター講座		一般区民	9月~3月	11	日	90 人
	E フォロー研修		一般区民	2月~3月	3	口	87 人
部活動活性化事業		区立中学校	中学生	4月~3月	57	口	549 人
初級障がい者	スポーツ指導員養成講習会	高円寺体育館	一般区民	11月	3	目	45 人
杉並区体育協会事務局 杉並区スポーツ・レクリエーション協会事務 局		財団	体育団体				
杉並区体育協会講習会の開催		リモート	一般区民	3月	1	口	58 人
スポーツアドバイザーの配置		区立体育館	一般区民	4月~3月	198	口	352 人
				延参加者合計			4,803 人

総事業数	8事業	参加者総数	4,803人
------	-----	-------	--------

#### (3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業 (第3号事業)

広報紙やホームページ等の活用により、スポーツに関する情報を提供し、スポーツの普及啓発を図る。

項目	対 象	内 容
広報紙の発行		財団の広報紙「マイスポーツすぎなみ」を発行した。年5回744,000部
財団ホームページ		令和4年度から財団が担う業務が大きく変わったため、それに合わせる形でホームページの掲載内容を修正するとともに財団が実施した事業等の情報を掲載し、広く発信した。
SNS		事業実施中にツイッターを活用し、事業内容を発信するなど情報発信の手段を工夫した。
歩っ人すぎなみ		財団ホームページから「歩っ人マップ」をダウンロードできるようにしている。

総事業数 4事業

#### (4)杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業 (第4号事業)

杉並区から受託するスポーツ振興事業及び委託事業を実施し、区民へのスポーツの普及・振興を目的とした教室やイベントへの参加の機会を提供する。

#### ▼ プール

会 場	種	目	対 象	実	施月等	延参加者
	小学生水泳 I		小学生	4月~6月	8 回	268 人
	小学生水泳Ⅱ		小学生	1月~2月	6 回	196 人
	幼児水泳		年中·年長	3月	3 回	53 人
	小学生水泳(き	告手克服)	小学1年生~3年生	3月	3 回	56 人
	アーティスティン(初心初級)	ックスイミング	小学生	4月~10月	17 回	142 人
	アーティスティン (経験者)	ックスイミング	小学4年生~中学生	4月~10月	17 回	134 人
	アーティスティ	ックスイミング	小学生	4月	1 回	17 人
	(体験会)		小学生	3月	1 回	18 人
杉並		ベーシック	一般区民	4月~3月	6 旦	76 人
第十	アクアサイズ	シェイプアップ	プ 一般区民 4月~3月	7 回	104 人	
小 学 校	ワンポイント(泳	(カアップ)	一般区民	4月~3月	12 旦	80 人
温水	ワンポイント(個	人向け)	一般区民	4月~3月	12 旦	88 人
プー	ワンポイント(バタ	タフライ)	一般区民	2月	2 旦	37 人
ル	ワンポイント(ブ	`レスト)	一般区民	10月	2 旦	27 人
	ワンポイント(バ	(シクストローク)	一般区民	3月	2 旦	29 人
	ワンポイント(夏	[休み]	一般区民	7月~8月	5 旦	73 人
	水中ウォーキン	⁄グ(新規)	一般区民	1月~2月	3 回	28 人
	初心者向けビジ (新規)	ギナースイム	一般区民	2月	3 回	24 人
	フレイル予防事	¥(新規)	一般区民	11月 ※中止	0 回	0 人
	障がい者水泳		知的障がい者	1月~2月	3 回	28 人
	スポーツフェス	ティバル	一般区民	10月	1 回	468 人
※中止:施設コ	工事による中止	1		延参	加者合計	1,946 人

#### ▼ 区から受託する教室・イベント

事 業 名	会 場	対 象	実 施 月 等		延参加者
スポーツ・レクリエーションの出張教室	民間障がい者通所施設	障がい者等	9月~2月	16 旦	361 人
ふれあいフェスタ	西荻地域区民センター	一般区民・ 障がい者	12月	1 回	127 人
ふれあいスポレク体験会	高井戸地域区民センター	一般区民・ 障がい者	3月	1 回	148 人
スポーツフェスティバル	区内体育施設	一般区民	10月10日	1 回	1,492 人
			延参加者合計		2,128 人

▼ 調査·研究

事 業 名	会 場	対 象	実 施 月 等
障害者スポーツ環境の充実に向けた調査			6月~1月
総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援 に関する調査			1月~3月

#### ▼区の事業への応援

于未 <sup>、0</sup> /心版				
事 業 名	会 場	対 象	実 施 月 等	
重度心身障害者スポーツ教室 (わいわいスポーツ教室)	上井草スポーツセンター他	障がい者	年6回	
中学校対抗駅伝大会	済美山運動場	中学生	12月	
交流自治体中学生親善野球大会	上井草スポーツセンター他	中学生	8月	

総事業数	10事業	参加者総数	4,074人
------	------	-------	--------

#### (5)杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業 (第5号事業)

杉並区から受託するスポーツ施設について、「杉並区体育施設等に関する条例・同条例施行規則」等に基づき、公平・公正な管理運営を行う。

○ 業務受託契約に基づく管理施設(受付業務)

施 設	延利用者
蚕糸の森公園運動場	26,514人
杉並第十小学校温水プール	59,302人

<sup>※</sup> 業務受託施設の利用料は区の歳入としている。

#### ○ 団体登録受付事務

杉並区のスポーツ振興に寄与する団体を「社会体育団体」として認定し登録することにより、団体の育成を図る。 (令和4年度末現在登録団体数:4,650団体)

### 3 理事会開催状況

回 数	開催年月日	番号	件名	結 果
第1回	令和4年 4月27日	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度事業報告について	原案承認
		議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度決算について	原案承認
		議案第3号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度第1回評議員会の招集について	原案承認
第2回	令和4年 5月12日	議案第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事長及び常務理事の選定について	原案承認
第3回	令和4年 7月4日 (書面決議)	議案第5号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度第2回評議員会の「決議の 省略」について	原案承認
第4回	令和4年 7月19日	議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事長選定について	原案承認
第5回	令和4年 10月4日 (書面決議)	議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度第3回評議員会の「決議の 省略」について	原案承認
第6回	令和4年 10月20日	議案第8号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事長の選定について	原案承認
		報告第1号	理事長及び常務理事の職務執行報告(令和4年度上半期分)について	報告了承
		報告第2号	令和5年度予算書(案)作成の基本的な考え方について	報告了承
第7回	令和5年 3月17日	議案第9号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度補正収支予算(第2号)について	原案承認
		議案第10号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度事業計画について	原案承認
		議案第11号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度収支予算について	原案承認
		議案第12号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度資金調達及び設備投資の 見込みについて	原案承認
		議案第13号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度常勤役員の報酬額について	原案承認
		議案第14号	役員賠償責任保険の加入について	原案承認
		議案第15号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度第4回評議員会の招集について	原案承認
		報告第3号	理事長及び常務理事の職務執行報告(令和4年度下半期分)について	報告了承
		報告第4号	令和5年度組織体制について	報告了承

### 公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿

(順不同) 令和5年3月31日

(順个同)		令和5年3月31日
	氏 名	役 職
理事長	渡辺 幸一	杉並区副区長
常務理事	寺嶋 実	杉並区スポーツ振興財団常務理事
理事	西上原 久	杉並区体育協会 会長
理事	松尾 秀治	杉並区体育協会 副会長
理事	曽根 修	杉並区体育協会 副理事長
理事	野田 信雄	杉並区スポーツ・レクリエーション協会 会長
理事	川名 海男	杉並区商店会連合会 副会長
理事	松岡 昇	杉並区スポーツ推進委員の会 副会長
理事	白石 高士	杉並区教育委員会教育長

監事	松重 忠之	日本公認会計士協会東京会杉並会 幹事
監事	森雅之	杉並区会計管理室長

## 4 評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結 果
第1回	令和4年 5月12日	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度決算について	原案承認
		議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事の選任について	原案承認
		議案第3号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員の選任について	原案承認
		報告第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度事業報告について	報告了承
第2回	令和4年 7月8日 (書面開催)	議案第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事の選任について	原案承認
第3回	令和4年 10月11日 (書面開催)	議案第5号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事の選任について	原案承認
第4回	令和5年 3月27日	議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度補正収支予算(第2号)について	原案承認
		議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度事業計画について	原案承認
		議案第8号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度収支予算について	原案承認
		議案第9号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度資金調達及び設備 投資の見込みについて	原案承認
		議案第10号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和5年度常勤役員の報酬額 について	原案承認
		議案第11号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事の選任について	原案承認
		報告第2号	令和5年度組織体制について	報告了承

# 公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿

(順个回)	<u> </u>
氏 名	役 職
國定 利光	杉並区体育協会 副会長
碓井 和夫	杉並区体育協会 理事長
山口 由記子	杉並区体育協会 常任理事
石山 恵子	杉並区スポーツ・レクリエーション協会 理事長
寺内 一	高千穂大学 学長
小泉 嘉也	杉並区町会連合会 常任理事
伊東 成子	杉並区障害者団体連合会 理事
井上 昭朗	杉並区いきいきクラブ連合会 会長
森 孝	杉並区立小学校長会(堀之内小学校長)
長谷川 学	杉並区立中学校長会(井荻中学校長)

以上のとおりであるが、令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法 人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を 補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団

## 令和4年度

決 算 書

貸借対照表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財務諸表に対する注記

附属明細書

財産目録

### 貸借対照表

令和5年3月31日

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	76,128,079	99,594,532	$\triangle 23,466,453$
未収金	8,928,300	6,790,211	2,138,089
貯蔵品	58,562	86,197	$\triangle$ 27,635
前払金	1,000	1,000	0
前払費用	102,300	597,148	△ 494,848
立替金	0	290,219	△ 290,219
流動資産合計	85,218,241	107,359,307	△ 22,141,066
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	489,537,547	489,537,547	0
普通預金	10,462,453	10,462,453	0
基本財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
器具備品	167,326	302,260	△ 134,934
電話加入権	72,000	72,000	0
保証金	10,000	10,000	0
その他固定資産合計	249,326	384,260	△ 134,934
固定資産合計	500,249,326	500,384,260	△ 134,934
資産合計	585,467,567	607,743,567	△ 22,276,000
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,906,671	31,881,820	$\triangle 23,975,149$
未払法人税等	0	70,000	△ 70,000
未払消費税等	0	4,152,400	$\triangle$ 4,152,400
預り金	15,830,462	9,601,510	6,228,952
流動負債合計	23,737,133	45,705,730	$\triangle 21,968,597$
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	23,737,133	45,705,730	$\triangle 21,968,597$
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(500,000,000)	(500,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	61,730,434	62,037,837	△ 307,403
正味財産合計	561,730,434	562,037,837	△ 307,403
負債及び正味財産合計	585,467,567	607,743,567	△ 22,276,000

# 正味財産増減計算書 令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日まで

科目	当該年度	前年度	(単位:円) 増減
I 一般正味財産増減の部	当队十及	ן ניח	7617%
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,343,400	2,343,400	0
基本財産運用益計	2,343,400	2,343,400	0
事業収益	2,343,400	2,343,400	0
参加料収益	176,000	33,030,380	△ 32,854,380
体育施設利用料	0	70,663,150	$\triangle$ 32,654,380 $\triangle$ 70,663,150
指定管理料収益			$\triangle$ 70,003,130 $\triangle$ 122,785,000
	42 270 500	122,785,000	
業務委託料収益	43,379,500	51,820,430	△ 8,440,930
自動販売機手数料	0	1,313,504	△ 1,313,504
有料ロッカー使用料	0	292,500	△ 292,500
スポーツ用品販売	0	21,100	△ 21,100
用具貸出手数料	0	46,500	△ 46,500
事業収益計	43,555,500	279,972,564	△ 236,417,064
受取補助金等			
区補助金収入	103,305,895	89,966,438	13,339,457
受取補助金等計	103,305,895	89,966,438	13,339,457
雑収益			
受取利息	813	1,251	△ 438
雑収益	152,010	148,666	3,344
雑収益計	152,823	149,917	2,906
経常収益計	149,357,618	372,432,319	$\triangle$ 223,074,701
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,676,906	2,686,852	△ 9,946
非常勤報酬	0	2,530,800	△ 2,530,800
給料手当	78,742,188	161,206,464	$\triangle$ 82,464,276
福利厚生費	14,713,135	22,352,443	△ 7,639,308
旅費交通費	551,904	569,632	△ 17,728
通信運搬費	1,230,232	1,421,325	△ 191,093
減価償却費	0	313,512	△ 313,512
消耗什器備品費	341,470	110,000	231,470
消耗品費	2,377,140	4,553,418	△ 2,176,278
スポーツ用品販売原価	0	6,235	△ 6,235
修繕費	0	5,514,135	△ 5,514,135
印刷製本費	723,211	387,324	335,887
燃料費	0	6,291	△ 6,291
光熱水費	661,992	34,821,658	△ 34,159,666
賃借料	1,621,386	3,864,379	$\triangle$ 2,242,993
保険料	194,288	1,299,360	$\triangle$ 2,242,333 $\triangle$ 1,105,072
諸謝金	5,621,829	13,517,930	$\triangle$ 7,896,101
租税公課	4,909,600	12,558,100	$\triangle$ 7,648,500
支払負担金	13,131,410	10,229,810	2,901,600
委託費	13,375,295	113,073,705	△ 99,698,410

科目	当該年度	前年度	増減
著作権使用料	36,828	375,645	△ 338,817
手数料	346,007	34,010	311,997
広告宣伝費	0	3,721	△ 3,721
事業費計	141,254,821	391,436,749	△ 250,181,928
管理費			
役員報酬	4,401,372	4,436,269	△ 34,897
給料手当	611,024		
福利厚生費	201,616		·
会議費	2,073	· ·	2,073
旅費交通費	17,303		
通信運搬費	45,586		
減価償却費	134,933		104,701
手数料	18,211	· ·	·
消耗什器備品費	192,940		192,940
消耗品費	10,990		
修繕費	0	4,576	
印刷製本費	11,770	,	11,770
光熱水費	31,538		
賃借料	83,536	· ·	
保険料	249,560		
租税公課	79,738	· ·	
支払負担金	238,500		·
委託費	2,075,431	3,513,586	·
渉外費	16,678		
管理費計	8,422,799		
経常費用計	149,677,620		
評価損益等調整前当期経常増減額		△ 32,565,536	32,245,534
当期経常増減額	△ 320,002		
2. 経常外増減の部	,		
(1) 経常外収益			
前期損益修正益	189,048	0	189,048
損害賠償金	12,600	0	12,600
経常外収益計	201,648	0	201,648
(2) 経常外費用			
器具備品除却損	1	349,448	△ 349,447
前期損益修正損	189,048	0	189,048
経常外費用計	189,049	349,448	△ 160,399
当期経常外増減額	12,599	△ 349,448	362,047
税引前当期一般正味財産増減額	△ 307,403	△ 32,914,984	32,607,581
法人税、住民税及び事業税	0	70,000	△ 70,000
当期一般正味財産増減額	△ 307,403	△ 32,984,984	32,677,581
一般正味財産期首残高	62,037,837	95,022,821	△ 32,984,984
一般正味財産期末残高	61,730,434	62,037,837	△ 307,403
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	500,000,000		
Ⅲ 正味財産期末残高	561,730,434	562,037,837	△ 307,403

### 正味財産増減計算書内訳表

令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日まで

科目	公益目的事業 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,109,060	234,340	2,343,400
基本財産運用益計	2,109,060	234,340	2,343,400
事業収益			
参加料収益	176,000	0	176,000
業務委託料収益	43,379,500	0	43,379,500
事業収益計	43,555,500	0	43,555,500
受取補助金等			
区補助金収入	95,193,532	8,112,363	103,305,895
受取補助金等計	95,193,532	8,112,363	103,305,895
雑収益			
受取利息	727	86	813
雑収益	76,000	76,010	152,010
雑収益計	76,727	76,096	152,823
経常収益計	140,934,819	8,422,799	149,357,618
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,676,906	0	2,676,906
給料手当	78,742,188	0	78,742,188
福利厚生費	14,713,135	0	14,713,135
旅費交通費	551,904	0	551,904
通信運搬費	1,230,232	0	1,230,232
消耗什器備品費	341,470	0	341,470
消耗品費	2,377,140	0	2,377,140
印刷製本費	723,211	0	723,211
光熱水費	661,992	0	661,992
賃借料	1,621,386	0	1,621,386
保険料	194,288	0	194,288
諸謝金	5,621,829	0	5,621,829
租税公課	4,909,600	0	4,909,600
支払負担金	13,131,410	0	13,131,410

科目	公益目的事業 会計	法人会計	合計
委託費	13,375,295	0	13,375,295
著作権使用料	36,828	0	36,828
手数料	346,007	0	346,007
事業費計	141,254,821	0	141,254,821
管理費			
役員報酬	0	4,401,372	4,401,372
給料手当	0	611,024	611,024
福利厚生費	0	201,616	201,616
会議費	0	2,073	2,073
旅費交通費	0	17,303	17,303
通信運搬費	0	45,586	45,586
減価償却費	0	134,933	134,933
手数料	0	18,211	18,211
消耗什器備品費	0	192,940	192,940
消耗品費	0	10,990	10,990
印刷製本費	0	11,770	11,770
光熱水費	0	31,538	31,538
賃借料	0	83,536	83,536
保険料	0	249,560	249,560
租税公課	0	79,738	79,738
支払負担金	0	238,500	238,500
委託費	0	2,075,431	2,075,431
涉外費	0	16,678	16,678
管理費計	0	8,422,799	8,422,799
経常費用計	141,254,821	8,422,799	149,677,620
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 320,002	0	△ 320,002
当期経常増減額	△ 320,002	0	△ 320,002

	科目	公益目的事業 会計	法人会計	合計
2. 経常夕	<b>ト増減の部</b>			
(1) 経常	常外収益			
	前期損益修正益	189,048	0	189,048
	損害賠償金	12,600	0	12,600
着	<b>经</b> 常外収益計	201,648	0	201,648
(2) 経常	常外費用			
	器具備品除却損	0	1	1
	前期損益修正損	189,048	0	189,048
着	経常外費用計	189,048	1	189,049
	当期経常外増減額	12,600	△ 1	12,599
	他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 307,402	△ 1	△ 307,403
	当期一般正味財産増減額	△ 307,402	△ 1	△ 307,403
	一般正味財産期首残高	$\triangle$ 47,859,067	109,896,904	62,037,837
	一般正味財産期末残高	△ 48,166,469	109,896,903	61,730,434
Ⅱ 指定正明	未財産増減の部			
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	450,000,000	50,000,000	500,000,000
	指定正味財産期末残高	450,000,000	50,000,000	500,000,000
Ⅲ 正味財產	崔期末残高	401,833,531	159,896,903	561,730,434

#### 財務諸表に対する注記

#### 1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・・・・取得価額による(償却原価法については、取得価額と債券金額との 差額の重要性が乏しいため、適用していない)。

(2)固定資産の減価償却の方法

器具備品・・・・・定率法によっている。

(3)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

#### 2. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	489,537,547	0	0	489,537,547
普通預金	10,462,453	0	0	10,462,453
合 計	500,000,000	0	0	500,000,000

#### 3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	489,537,547	(489,537,547)	_	_
普通預金	10,462,453	(10,462,453)	_	_
合 計	500,000,000	(500,000,000)	_	_

#### 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	3,898,721	3,731,395	167,326

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

新新 及び役 団	<b>非体压</b> 病	吐江	<b>沙江祖光</b>
種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
東京都公募公債(10年)第785回	100,000,000	99,860,000	△ 140,000
利付国債(20年)第109回	49,965,000	55,225,000	5,260,000
大阪府公募公債 第413回	39,621,547	39,876,000	254,453
第152回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,200,000	1,200,000
第153回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,150,000	1,150,000
名古屋市第500回10年公募公債	99,951,000	100,000,000	49,000
슴 탉	489,537,547	497,311,000	7,773,453

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
区補助金	杉並区	6,968,562	118,402,000	110,274,457	15,096,105	預り金

### 附属明細書

#### 1. 重要な固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	489,537,547	0	0	489,537,547
	普通預金	10,462,453	0	0	10,462,453
	基本財産計	500,000,000	0	0	500,000,000
その他固定資産	器具備品	302,260	0	134,934	167,326
	電話加入権	72,000	0	0	72,000
	保証金	10,000	0	0	10,000
	その他固定資産計	384,260	0	134,934	249,326
合計		500,384,260	0	134,934	500,249,326

#### 2. 引当金の明細

該当なし

#### 財産目録

令和5年 3月 31日 現在

貸借対照	表 科 目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)		WI/I 1/4 ± 1	C/HHP7 Y	312 HX
	現金	手元保管	運転資金等及び釣銭	342,972
	預金	普通預金		
		みずほ銀行 荻窪支店(一般口)	事業実施に伴う支払いに充てるために保有している。	59,632,388
		振替口座		16 150 716
		ゆうちょ銀行	職員の給与等の支払いに充てるために保有している。	16,152,719
	未収金	杉並税務署	令和4年度未収還付消費税等	4,507,700
		杉並区役所	公益目的事業の業務受託料	4,397,000
		施設利用者	ロッカー明け渡し等に関する損害賠償金	12,600
		(公財)公益法人協会	セミナーキャンセル返金分	11,000
	貯蔵品	本部	未使用印紙、切手、はがき	58,562
	N1/PAPP	T HP	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	00,002
	前払金	  ライフカード(株)	プリペイドカード未使用額	1,000
	1777			-,
	前払費用	㈱リザーブリンク	令和5年度4月~6月分教室web申込委託費	102,300
流動資産合計				85,218,241
(固定資産)				
基本財産				
	投資有価証券	東京都公募公債(10年)第785回	共用財産であり、公益目的事業の用に90%、管理業務の用に10%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	100,000,000
		  利付国債(20年)第109回	同上	49,965,000
		大阪府公募公債 第413回	同上	39,621,547
		第152回共同発行市場公募地方債	同上	100,000,000
		第153回共同発行市場公募地方債	同上	100,000,000
		名古屋市第500回10年公募公債	同上	99,951,000
	普通預金	みずほ銀行 荻窪支店	同上	10,462,453
その他固定資産				
	器具備品	シュレッダー他	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	10
		パソコン他	管理業務用財産であり、管理業務の用に供している。	167,316
	電話加入権	本部	共用財産であり、公益目的事業の用に83.3%、管理業務の用に16.7%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	72,000
	保証金	振込代行保証金	共用財産であり、公益目的事業の用に90%、管理業務の用に10%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	10,000
			ı I	
固定資産合計	l			500,249,326

貸借対照	景表 科 目	場所·物量等	使用目的等	金 額
(流動負債)				
	未払金	職員給与	3月分(4月14日支給分)	5,577,802
		杉並年金事務所	社会保険料3月分	896,433
		和泉ビジネスマシン(株)	PC及びプリンタ購入費	312,620
		講師及びアドバイザー	謝金3月分	175,706
		理想科学工業㈱	インク購入費	157,300
		㈱ボランチ	スポーツアカデミーE学習型フォロー研修業務委託	127,520
		三笠文具店	インク他消耗品購入費3月分	96,257
		ニッセイファシリティ(株)	チャレンジ水泳教室業務委託	84,000
		(社福)杉並希望の家	障害者スポーツ環境の充実に向けた調査に係る参加 者へのノベルティ	74,250
		日通リース&ファイナンス(株)	印刷機リース保守代	57,592
		㈱ネットプロテクションズ	チラシ印刷費	53,545
		その他	電話料金他	293,646
	預り金	杉並区役所	令和4年度補助金返還額	15,096,105
		杉並税務署	源泉所得税	336,271
		杉並年金事務所他	社会保険料他	398,086
流動負債合計				23,737,133
固定負債合計				0
負債合計				23,737,133
正味財産				561,730,434

# 令和4年度

決算監査報告書

### 監査報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団 理 事 長 渡辺 幸一 殿

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

監察松重忠之營

監事 蒋 雅 之縣

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を 監査いたしました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

#### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借 対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしまし た。

#### 2 監査意見

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款

### 公益財団法人杉並区スポーツ振興財団 定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ及び文化等の振興に関する事業を行うことにより、杉並区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

#### (事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業
- (2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業
- (3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業
- (4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業
- (5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

#### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で 決議した財産をもって構成する。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するため に善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとする とき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要 する。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評 議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一 般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、 定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類について は、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると ともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の 規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、 前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

#### (評議員の定数)

第10条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

- 第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の 1を超えないものであること
- ア 当該評議員及びその配偶者又は3 親等内の親族
- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イから工までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする もの
- (2)他の同一団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員 の総数の3分の1を超えないものであること

#### ア 理事

#### イ 使用人

- ウ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある ものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)で ある者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学 共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総 務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の

法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

#### (評議員の任期)

- 第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員 の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給 の基準については、評議員会の決議により別に定める。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、

必要がある場合に開催する。

#### (招集)

- 第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が 招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会 の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する時は、評議員会の日の7日前までに、各評議員に対して、書面でその 通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく 開催することができる。

#### (議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

#### (決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令に定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議 事録署名人2名以上が記名押印する。

#### (役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、 副理事長(前項の規定により副理事長を置くときに限る。)及び常務理事をもって同法第197 条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長(前条第2項の規定により副理事長を置くときに限る。)及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者 の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互 に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含ま れてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係にある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### (理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行 する。
- 3 副理事長(第22条第2項の規定により副理事長を置くときに限る。以下「副理事長を置くときに限る。」という。)及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この 法人の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長(副理事長を置くときに限る。)及び常務理事は、毎事業年度に4箇月 を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産 の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員の報酬等)

- 第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合 の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

#### (顧 問)

- 第28条 この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、1名以上3名以下とする。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し助言することができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の 基準については、評議員会の決議により別に定める。

#### 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長(副理事長を置くときに限る。)及び常務理事の選定及び解職

#### (種類及び開催)

- 第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から7日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から7日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知 を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することが できる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経る

ことなく開催することができる。

#### (議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

- 第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

#### (解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他 法令で定められた事由によって解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国 若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

#### 第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第40条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報 に掲載する方法による。

#### 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第41条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務 資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第42条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に 定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める特例 民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、 解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、松沼信夫とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、栗田和雄とする。

附 則(平成29年3月23日) 改正する定款は平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月17日) 改正する定款は令和4年4月1日から施行する。

# 令和 4 年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書 公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書



発行 令和5年 (2023年) 5月 (公財) 杉並区スポーツ振興財団 杉並区阿佐谷南一丁目14番2号 電話(03)5305-6161

# 令和5年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

事業計画・収支予算

資金調達及び設備投資の見込み

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

# 目 次

令和5年度	事業計画書	3
令和5年度	収支予算書	10
令和5年度	資金調達及び設備投資の見込み	16

# 令和5年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

# 事業計画書

# 令和5年度事業計画書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

当該年度における1年間の事業計画は次のとおりである。

### 1 スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)

多くの区民が、スポーツや文化等に親しみ、生涯にわたりスポーツや文化等の地域活動に参加でききるように、教室や講座を実 施するほか、区民スポーツの普及を図るため、各種大会やイベントを開催する。

### <都立高校を利用した教室>

種目	開催場所	対 象 者	回数	定 員	クラス数	開催数
杉並こども歌舞伎塾(新規)	西高校	小学生~高校生	11回	20名	1	1
小学生チャレンジ教室(新規)	豊多摩高校	小学生	8回	20名	2	1
ナイトエクササイズ(新規)	杉並高校	一般区民	10回	30名	2	1
都立学校団体使用	豊多摩高校	小学生~中学生	20回	13名	1	1

# <指定管理施設及び民間施設を利用した教室>

種目	開催場所	対 象 者	回 数	定 員	クラス数	開催数
スポーツ・レクリエーションの出張教室	ケア24、町会、地域区民 センター等	一般区民	10回	15名	1	1
スポーツ・レクリエーションの出張教室	障がい者施設	障がい者	10回	15名	1	1
ふれあいフットサル	高円寺体育館	障がい者	6回	30名	1	1
ウォーキングフットボール	高円寺体育館	障がい者・一般区民	6回	30名	1	1
ビーチスポーツ	永福体育館ビーチコート	一般区民	1回	40名	1	1
ウオーキングラリー	杉並区交流協会	外国人	1回	30名	1	1

# <野外事業>

種目	開催場所	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
区民歩こう会(春)	都内各所	一般区民	1回	200名	1	1
区民歩こう会(秋)	関東各所	一般区民	1回	300名	1	1
ファミリー駅伝	蚕糸の森公園運動場	一般区民	1回	200名	1	1
カヌー教室(新規)	青梅市多摩川	小学生親子	1回	40名	2	1

### < 共催事業>

種目	開催場所	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
ゴルフ体験教室	ハイランドセンター	一般区民	4回	12名	1	1
わんぱく相撲大会	阿佐ヶ谷中学校	小学生	1回	150名	1	1
ふれあいスポ・レクまつり	荻窪体育館	一般区民	1回	-	1	1
スキー教室	上信越方面	一般区民	1回	40名	1	1

# <イベント・大会等>

種目	開催場所	対 象 者	規模等
区民体育祭	区内体育施設	一般区民	夏季大会 (2競技)、秋季大会 (23競技)、冬季大会 (3 競技)、スポーツ・レクリエーション大会 (15競技)
都民体育大会派遣	都内各体育施設	一般区民	夏季大会(2競技)、冬季大会(2競技)、春季大会(28競技)
都民生涯スポーツ大会派遣	都内各体育施設	一般区民	陸上競技他 17種目
都民スポレクふれあい大会派遣	都内各体育施設	一般区民	ミニテニス他 6種目
応援するスポーツ	味の素スタジアム他	小学生•一般区民	プロチームやパラスポーツの観戦(Jリーグ、車椅子ラグビー)を実施する。
スポーツフェスティバル	区立体育施設	一般区民	区立体育施設の周知につながる事業を実施する。
スポーツ始めキャンペーン	区内体育施設	一般区民	期間中に区内スポーツ施設や民間施設の一部で実施するスポーツ教室に、無料又は割引で参加できるキャンペーンを実施する。
スポーツコンシェルジュ	区立施設	一般区民	スポーツの日等のイベントに、「スポーツ・運動をしたい」という区民の相談に適切に応じるスポーツコンシェルジュを区体育施設等に配置する。

第1号事業	種目数26	23,370名
-------	-------	---------

# 2 スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第2号事業)

区内のスポーツ団体及び公的な団体等のスポーツ活動を育成・支援し、指導者等の養成を行い、地域スポーツの振興を図る。

種目	開催場所	対 象 者	規模等
スポレク体験事業	区内体育施設	一般区民	誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション種目の普及と、スポーツ・レクリエーション団体の支援を行う。
スポーツアドバイザーの派遣	区立体育館	一般区民	区立体育館の一般使用時に、利用者間の円滑な使用促進・種目の普及を目指してスポーツアドバイザーを配置する(8種目)
専門家派遣事業	区立小•中学校	小•中学生	授業にトップアスリートや指導者を派遣(サッカー、陸上、バスケットボール等)し、児童・生徒の体力向上・ 運動能力向上を図る。30回
児童館連携事業	児童館・学童クラブ等	小学生~高校生	児童館・学童クラブ等へ指導者を派遣(卓球、チアダンス等)して、子どもたちヘスポーツに親しみ興味をも つことができるよう教室を開催する。70回
スポーツ・レクリエーションの出張教室	民間障がい者通所施設	障がい者	民間障がい者通所施設にスポーツ・レクリエーション 指導者を派遣し、障がい者に体を動かす機会を提供 するとともに、施設で自主的に実施できるよう支援す る。
すぎなみスポーツアカデミー	区立施設	一般区民	スポーツ指導者等を養成し、地域におけるスポーツの推進につなげるため、様々な講習会や講座等を開催する。
部活動活性化事業	区立中学校	中学生	中学校の部活動の顧問教員の負担軽減を図り、部活動の一層の充実を図るため、体育協会加盟団体等の協力を得ながら、部活動支援を進める。
杉並区体育協会・杉並区スポーツレクリエーション 協会等の支援	財団	体育団体	杉並区体育協会及び杉並区スポーツ・レクリエーション協会の事務局としての運営上・活動上の支援や、スポーツ団体の活動上の支援を行う。
講演会・講習会の開催	区立施設	一般区民・スポーツ団体	杉並区体育協会、杉並区スポーツレクリエーション協会と共催・又は協力して講演会・講習会を開催する。
総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援	区立施設	一般区民•体育団体	杉並区の特性に見合った総合型地域スポーツクラブ の設立・運営支援を行う。
初級障がい者スポーツ指導員養成講習会	区立施設	一般区民	障がい者スポーツの普及・促進に向けて、障がい者 のスポーツ指導の基礎的知識・技術を習得した人材 を育成する。
スポーツ用具の貸出	区内施設•体育団体	一般区民	区内施設や体育団体等に無償でスポーツ用具を貸出すことによって、自主的にスポーツレクリエーションション活動ができるよう支援する。

第2号事業	種目数12
-------	-------

# 3 スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第3号事業)

項目	対 象 者	規模等
		財団の広報紙「マイスポーツすぎなみ」を発行する。 年5回 694,000部 (各138,800部)
広報紙の発行	一般区氏	<ul><li>① 4月15日号(地域のスポーツ紹介、4月~7月の教室情報等)</li><li>② 7月 1日号(プール特集、7月~10月の教室情報等)</li><li>③ 9月15日号(スポーツフェスティバル特集、9月~11月の教室情報等)</li><li>④ 11月1日号(地域のスポーツの紹介11月~2月の教室情報等)</li><li>⑤ 1月15日号(地域のスポーツの紹介、1月~5月の教室情報等)</li></ul>
財団ホームページ	一般区氏	地域のスポーツ・運動の情報をわかりやすく発信するホームページ運営に努め、身近なスポーツに関する話題や教室等の情報を掲載する。また、杉並区体育協会、杉並区スポーツ・レクリエーション協会の大会案内や申込書等のデジタル化を進め、参加しやすい環境を整える。
SNS	一般区民	地域のスポーツ・運動の情報をSNSを活用し、機動的に身近なスポーツに関する話題や教室等の情報発信をする。
歩っとすぎなみ	一般区民	区内等のウォーキングのマップの情報提供

第3号事業	事業数 4
-------	-------

# 4 杉並区から受託するスポーツレクリエーション事業(第4号事業)

杉並区から受託するスポーツ振興事業及び委託事業を実施し、区民へスポーツの普及・振興むを目的とした教室やイベントへの参加の機会を提供する。

# <プール>

種目	開催場所	対 象 者	回 数	定	員	クラス数	開催数
小学生チャレンジスイム教室 I		小学1~2年生	8回	20	名	1	1
小学生チャレンジスイム教室 I		小学3~6年生	8回	20	名	1	1
小学生チャレンジスイム教室Ⅱ		小学1~2年生	8回	20	名	1	1
小学生チャレンジスイム教室Ⅱ		小学3~6年生	8回	20	名	1	1
もうすぐ小学生教室		年中•年長	4回	20	名	1	1
にがてにチャレンジ水泳教室		小学1~3年生	4回	20	名	1	1
アーティスティックスイミング、入門教室		小学生	18回	20	名	1	1
アーティスティックスイミング(経験者)		小学4年~中学生	18回	20	名	1	1
アーティスティックスイミング体験会		小学生	1回	20	名	1	1
ベーシックアクアサイズ		一般区民	9日	20	名	1	1
シェイプアップアクアサイズ	杉並第十小学校	一般区民	9日	20	名	1	1
知的障がい者水泳教室	温水プール	知的障がい者	3回	10	名	1	1
泳力アップコース(初級・中級)		一般区民	18回	8	名	1	1
個人向けワンポイントレッスン		一般区民	18回	8	名	1	1
ブレストナイト①②春秋冬		一般区民	6回	10	名	2	1
バックストロークトナイト①②春秋冬		一般区民	6回	10	名	2	1
バタフライナイト①②春秋冬		一般区民	6旦	10	名	2	1
夏休みワンポイントレッスン①②		一般区民	5回	8	名	2	1
うきうきウォーキング		一般区民	3回	10	名	1	1
初心者向けビギナースイム		一般区民	3回	10	名	1	1
ゆるゆる水泳教室(新規)		一般区民	3回	10	名	1	1
スポーツフェスティバル		一般区民	1回	400	名	1	1

# <区から受託するスポーツ・レクリエーション事業>

種目	開催場所	対 象 者	規模等
障害者スポーツネットワークへの支援	区立体育施設	障がい者	ユニバーサルタイム実施にあたっての支援・周知を行うとともに、障害者スポーツネットワーク会議の運営支援を行う。
ふれあい運動会	区立施設	障がい者	障がい者が気軽に参加できるスポーツ・レクリ エーションの機会を提供し、スポーツを通じた交 流を促進する。
ふれあいフェスタ	区立施設	障がい者・一般区民	障がいのある人もない人も、気軽に参加できる スポーツ・レクリエーション体験の機会を提供す る。
ふれあいスポレク体験会	区立施設	障がい者・一般区民	障がいのある人もない人も、気軽に参加できる スポーツ・レクリエーション体験の機会を提供す る。
【区主催事業】重度心身障害者スポーツ教室 わいわいスポーツ教室	区立体育施設	障がい者	令和6年度の区からの移管に向けて、 事業への協力を拡大する。
【区主催事業】杉並区中学校対抗駅伝大会	区立施設	中学生	事業の応援をする。
【区主催事業】交流自治体中学生親善野球大会	区立施設	中学生	事業の応援をする。

第4号事業	種目数29	6,148名
-------	-------	--------

### 5 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業(第5号事業)

杉並区から受託するスポーツ施設について、「杉並区体育施設等に関する条例・同条例施行規則」等に基づき、公平・平等な施設管理を行う。

- (1) 施設の管理運営受付案内業務
- (2) 団体登録

管理区分	種 別	規 模 等
本が立って	運動場	蚕糸の森公園運動場
業務受託	プール	杉並第十小学校温水プール

# 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業(第6号事業)

- (1) 各種会議の開催
  - ① 理事会・評議員会の開催 財団の事業計画や予算・決算等を審議する。
- (2) 各種研修の実施

職員の専門知識やスキルアップを図ることを目的として、各種研修を実施する。 また、他の機関が開催するセミナーや講習会への積極的な参加を進める。

- •普通救命救急講習
- コンプライアンス研修

# 令和5年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

収支予算書

# 令和5年度収支予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和5年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の収支予算は、次の定めるところによる。

# (収支予算の総額)

収益の総額は、162,801千円、費用の総額は、166,613千円と定める。

なお、当期収支差額△3,812千円は、前期繰越金を以ってこれに充てる。

# (収支予算の科目の区分及び金額)

収支予算の科目の区分及び金額は、次表による。

(単位:円)

科目	公益目的事業会計 公1	法人会計	内部取 引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額 (補正2号後)	比較 増(△)減
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1)経常収益						
基本財産運用益	2, 110, 000	234, 000	0	2, 344, 000	2, 344, 000	0
基本財産受取利息	2, 110, 000	234, 000	0	2, 344, 000	2, 344, 000	0
事業収益	44, 739, 000	0	0	44, 739, 000	46, 876, 000	△ 2, 137, 000
参加料収益	1, 854, 000	0	0	1, 854, 000	1, 385, 000	469, 000
業務受託料収益	42, 885, 000	0	0	42, 885, 000	45, 491, 000	△ 2,606,000
受取補助金等	105, 942, 000	9, 637, 000	0	115, 579, 000	118, 402, 000	△ 2,823,000
区補助金収入	105, 058, 000	9, 637, 000	0	114, 695, 000	118, 402, 000	△ 3,707,000
次世代育成基金	884, 000	0	0	884, 000	0	884, 000
受取負担金	0	0	0	0	0	0
中科目別記載			0	0	0	0
受取寄付金	0	1,000	0	1, 000	1,000	0
中科目別記載			0	0	0	0
雑収益	68,000	70, 000	0	138, 000	138, 000	0
受取利息	0	2, 000	0	2, 000	2, 000	0
雑収益	68, 000	68, 000	0	136, 000	136, 000	0
経常収益計	152, 859, 000	9, 942, 000	0	162, 801, 000	167, 761, 000	△ 4,960,000

科目	公益目的事業会計 公1	法人会計	内部取 引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額 (補正2号後)	比較 増(△)減
(2)経常費用						
事業費						
役員報酬	2, 688, 000	0	0	2, 688, 000	2, 688, 000	0
給料手当	83, 908, 000	0	0	83, 908, 000	86, 814, 000	△ 2, 906, 000
福利厚生費	16, 250, 000	0	0	16, 250, 000	17, 876, 000	△ 1,626,000
旅費交通費	503, 000	0	0	503, 000	475, 000	28,000
通信運搬費	1, 688, 000	0	0	1, 688, 000	1, 624, 000	64, 000
減価償却費	83, 000	0	0	83, 000	0	83,000
消耗品費	3, 946, 000	0	0	3, 946, 000	4, 699, 000	△ 753,000
印刷製本費	1, 709, 000	0	0	1, 709, 000	1, 243, 000	466,000
光熱水費	626, 000	0	0	626, 000	440, 000	186, 000
賃借料	2, 888, 000	0	0	2, 888, 000	2, 488, 000	400,000
保険料	422, 000	0	0	422, 000	343, 000	79,000
諸謝金	9, 292, 000	0	0	9, 292, 000	7, 890, 000	1, 402, 000
租税公課	2, 823, 000	0	0	2, 823, 000	3, 116, 000	△ 293,000
負担金支出	14, 741, 000	0	0	14, 741, 000	14, 966, 000	△ 225,000
委託費	14, 683, 000	0	0	14, 683, 000	16, 695, 000	△ 2,012,000
著作権料	41, 000	0	0	41, 000	41, 000	0
手数料	380, 000		0	380, 000	570, 000	△ 190,000
事業費計	156, 671, 000	0	0	156, 671, 000	161, 968, 000	△ 5,297,000

科目	公益目的事業会計	法人会計	内部取	本 年 度 予 算 額	前年度	比較 増(△)減
	公1	<b>公人会</b> 訂	内部取 引控除	予算額	前 年 度 予 算 額 (補正2号後)	増(△)減
管理費						
役員報酬	0	4, 728, 000	0	4, 728, 000	4, 728, 000	0
給料手当	0	620, 000	0	620, 000	769, 000	△ 149,000
福利厚生費	0	269, 000	0	269, 000	307, 000	△ 38,000
会議費	0	0	0	0	30, 000	△ 30,000
旅費交通費	0	16, 000	0	16, 000	16, 000	0
通信運搬費	0	52, 000	0	52, 000	49, 000	3, 000
減価償却費	0	70, 000	0	70, 000	7, 000	63, 000
消耗什器備品費	0	150, 000	0	150, 000	590, 000	△ 440,000
消耗品費	0	40,000	0	40,000	40,000	0
修繕費	0	100, 000	0	100,000	100,000	0
印刷製本費	0	139, 000	0	139, 000	128, 000	11,000
光熱水費	0	33, 000	0	33,000	23, 000	10, 000
賃借料	0	81, 000	0	81,000	72, 000	9, 000
保険料	0	272, 000	0	272, 000	272, 000	0
租税公課	0	376, 000	0	376, 000	176, 000	200, 000
負担金支出	0	370, 000	0	370, 000	379, 000	△ 9,000
委託費	0	2, 561, 000	0	2, 561, 000	2, 410, 000	151, 000
手数料	0	20,000	0	20,000	30,000	△ 10,000
渉外費	0	30,000	0	30,000	30,000	0
雑費	0	15, 000	0	15, 000	15, 000	0
管理費計	0	9, 942, 000	0	9, 942, 000	10, 171, 000	△ 229,000
経常費用計	156, 671, 000	9, 942, 000	0	166, 613, 000	172, 139, 000	△ 5,526,000

科目	公益目的事業会計	法人会計	内部取	本 年 度 予 算 額	前 年 度	比較
	公1	<b>仏八云</b> 訂	引控除	予算額	(補正2号後)	増(△)減
評価損益等調整前 当期経常増減額	△ 3,812,000	0	0	△ 3,812,000	△ 4, 378, 000	566, 000
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,812,000	0	0	△ 3,812,000	△ 4, 378, 000	566, 000
2. 経常外増減の部						
(1)経常外収益						
前期損益修正益	0	0	0	0	189, 048	△ 189, 048
損害賠償金	0	0	0	0	12, 600	△ 12,600
経常外収益計	0	0	0	0	201, 648	△ 201, 648
(2)経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	189, 048	△ 189, 048
前期損益修正損	0	0	0	0	189, 048	△ 189, 048
当期経常外増減額	0	0	0	0	12, 600	△ 12,600
他会計振替前 当期一般正味財産増減額	△ 3,812,000	0	0	△ 3,812,000	△ 4, 378, 000	566, 000
他会計振替額	0	0	0	0	0	0
税引前 当期一般正味財産増減額	△ 3,812,000	0	0	△ 3,812,000	△ 4, 378, 000	566, 000
法人税、住民税及び 事業税	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,812,000	0	0	△ 3,812,000	△ 4, 378, 000	566, 000
一般正味財産期首残高	△ 47, 860, 000	109, 897, 000	0	62, 037, 000	66, 300, 000	△ 4, 263, 000
一般正味財産期末残高	△ 51, 672, 000	109, 897, 000	0	58, 225, 000	61, 934, 600	△ 3,709,600
Ⅱ 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	450, 000, 000	50, 000, 000	0	500, 000, 000	500, 000, 000	0
指定正味財産期末残高	450, 000, 000	50, 000, 000	0	500, 000, 000	500, 000, 000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	398, 328, 000	159, 897, 000	0	558, 225, 000	561, 934, 600	△ 3,709,600

# 令和5年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

# 資金調達及び設備投資の見込み

# 令和5年度資金調達及び設備投資の見込み

(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

1 資金調達の見込みについて なし

2 設備投資の見込みについて

なし

# 令和5年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団 事業計画・収支予算・資金調達及び設備投資の見込み

令和5年3月発行



《編集・発行》

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団 杉並区阿佐谷南一丁目 14番2号 みなみ阿佐ヶ谷ビル8階

> 電話 03(5305)6161 FAX 03(5305)6162